

県営林造成事業仕様書

第1章 総 則

第1条 県営林造成事業は、契約書及びこの仕様書に基づき施行するものとする。

第2条 この仕様書に明記のないものあるいは疑義が生じたときは、県の指示に従わなければならない。

第2章 新 植

(苗木)

第3条 使用する苗木は、富山県林業用優良種苗需給調整協議会で承認されたもので、次の各号に掲げる条件を具備したものでなければならない。

- (1) 苗木は、造林地附近に類似した気候及び土質に生育した優良母樹から採取した種子及びさし穂をもって養成したもので健全なものであること。
- (2) 根部は、直根より側根にとみ、細根及び毛根が十分に発生し幹は伸び方がすなおで徒長することなく、枝葉の発育が完全で、長さの割合に根元太く病虫害におかされていないこと。
- (3) 林業種苗法に基づく生産事業者標示表もしくは配布事業者標示表がついていること。

(運搬)

第4条 トラック運搬をするときは、関係各機関との連絡を密にすることができるかぎり短時間に仮植地までの運搬を終えること。

第5条 こん包は、こも、むしろ等にて包み、根部を中に入れて縄で十分にしばり、荷ほどけのないよう注意すること。

第6条 仮植地より造林地までの小運搬については、苗木袋等により根部の乾燥及び根、幹の損傷を防ぐ処置を充分に行うこと。

(仮植)

第7条 運搬した苗木の仮植については、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 仮植地は造林地の近くで、仮植条件に適した土地を選び、苗木到着後直ちに仮植を終えること。
- (2) 仮植は、列状に溝を作り苗木を一行に一本ずつ並べ、葉のすぐ下まで細土を充分にかけて踏みかため根と土を密着させる。特に裏踏みは必ず実行すること。
- (3) 仮植地の周囲に溝を掘り水分の停滞を防ぐこと。
- (4) 仮植苗木の上部は、わら、そだ類をおおって日光の直射を防ぎ、乾燥が激しいときは灌水を行うこと。

(地ごしらえ)

第8条 事業区域内にある木竹、笹、雑草等の地被物は、特別の指示のあるものを除き、すべて地際より丁寧に伐倒、または刈払いをすること。

第9条 県は必要に応じ、次のものにつき残存を指示するものとする。

- (1) 天然木、前生樹等で存置を必要と認めたもの
- (2) 峰筋等で土地の乾燥しやすい場所または防風、防雪箇所での存置を必要と認めたもの

第10条 地ごしらえは原則として全刈とする。ただし、筋刈の場合はその都度県が指示をする。

第11条 伐採または刈払いした木竹、笹、雑草等は区域外に搬出除去するか、谷間または窪地等植栽不能な箇所に集積するなど以後の作業に支障のないよう処理すること。

第12条 集積物を焼却するときは、関係各機関の許可および指示を受け事故の防止に万全の対策を講じなければならない。

(植付)

第13条 植付け日は強風の日を避け、できる限り曇天無風の日を選ぶこと。

第14条 植付けは方形式とし、植付け箇所は測竿を用いるか藁縄を張って決める。また、その位置に根株、岩石等の障害物のある場合は、その近くの活着、成育ともに良好と考えられる箇所に植付けすること。

第15条 植付けにあたっては、一度に多量に苗木を携行せず、携行には必ず散水した切葉等を入れた苗木袋を準備し、苗木の乾燥には特に留意すること。また、残苗は適当な日陰に置いて濡れむしるをおおい、その日のうちに植付けができなかった苗木については更に仮植すること。

第16条 植付け前には苗木を点検し、折れたものや、傷の多いもの等の不良苗木は植付けしないこと。

第17条 植付け方法については、次の事項に注意して完全な植付けをしなければならない。

- (1) 植付け点を中心に50～80センチメートル四方の地被物を除き、植穴全体を深さ30センチメートル程度に耕耘して土壌を柔らかくし、雑草木の根をよく取り除くこと。この場合表土が四散しないよう注意すること。
- (2) 苗木袋から取り出した苗木は、根を広げながら植穴中央にやや深めに入れ、落葉などが混入しないように注意しながら七分目位まで表土を中心に柔らかい土を寄せかける。
- (3) 苗木をゆり動かしながら、心持ちひきあげるようにして根の位置を正常にし、根の間によく土が入り込み、根と土粒が密着するようにして足でよく踏み固める。
- (4) 植付けた苗木は、根際がおおむね地表と水平よりやや深めになるようにし、根元は、雨水による表土の流出を防ぐため平らにし、そこが低くへこまないように土を寄せ落葉、落枝などで根元をおおうこと。

第3章 補 植

第18条 事業区域内の枯損木はすべて除去し、植え替えること。

第19条 植付け作業その他は新植の場合に準じて行うこと。

第4章 下刈

第20条 事業区域内にある植栽木以外の地被物は、特別の指示あるものを除き、すべて地際より丁寧に伐倒または刈払い、植栽木を被覆しないように注意し根元周囲に低く伏せておくこと。

第21条 植栽木のうち分岐木は、最良のものを一本残し、他は刈払うこと。

第22条 刈払い中、植栽木に損傷を与えないこと。

第23条 刈払った地被物は、その場所に残置し林外に持ち出さないこと。

第24条 雪害、風害その他により植栽木が倒れているときは、丁寧に踏み起しておくこと。

第25条 つる類が植栽木に巻きついている場合は、丁寧に取り除くこと。

第26条 肥培林では早めに植栽木のまわりの肥料を吸収しやすい位置にあるものを丁寧に刈払うこと。

第27条 除草剤使用にあたっては、薬剤散布使用書に従って行うこと。

第5章 枝打

第28条 枝打ちを行う高さは原則として、樹齢30年未満のものについては力枝以下、30年以上のものについては地上8メートルを標準とする。ただし、枯枝はすべて切り取ること。

第29条 枝条を切り取るときは、樹幹との分岐点において幹面と平行に切って死節をつくらないように心掛けること。

第30条 切断後に切り掛けを残さず、樹皮をはがさないように注意するとともに、切口の表面を平滑にし樹幹に損傷を与えないこと。

第31条 林縁木は隣接地に同令林分があるときは枝打を行ない、ないときは行なわないこと。

第32条 樹幹にまきついているつる類はすべて根引き、または切断し、取り除くこと。

第6章 除 伐

第33条 植栽木の樹冠を押し、成長を阻害、または阻害するおそれの雑木及びつる類ならびに植栽木で枯損、傷害、雪害木はすべて地際より伐倒すること。

第34条 除伐木であっても評価の伴うものは県の指示を受けること。

第35条 伐倒にあたっては残存木に損傷を与えず、特に懸木を生じないようにすること。

第36条 伐倒すると残存木に損傷を与えるおそれのある大径木は、根元近くを周囲20センチメートル程度の巾で、形成層まで、はく皮して巻枯しすること。

第37条 つる類が植栽木に巻き付いている場合は、丁寧に取り除くこと。

第38条 伐倒木が歩道その他通路をしゃ断しないようにすること。

第39条 伐倒木はその場に残置し、特別の指示のない限り林内から持ち出さないこと。

第7章 つ る 切

第40条 植栽木に巻きつきまたは樹冠を被覆、被圧して成育を阻害しているつる植物のすべてを切り除くこと。

第41条 切り除くにあたっては、根もろ共引抜くかまたは地際より切断すること。

第42条 切断または引抜いた地上部分は、樹幹から完全に除くこと。

第43条 植栽木以外の雑木等に巻きついているものについても行うこと。

第8章 雪 起 し

第44条 積雪のため倒伏、根曲りしている植栽木のすべてについて行うこと。

第45条 植栽木を藁縄もしくはビニールテープで起す場合は、支え木として隣接木の根元、雑木等の切株を利用するか、あるいは支柱をうちこれに結束すること。

第46条 又木を用いて植栽木を支える場合は、又木がはずれないように縄で結束すること。

第9章 根 踏

第47条 前年度植栽木で積雪、霜柱等のため、倒伏し根部の浮きあがっているものすべてについて行うこと。

第48条 倒伏木はまっすぐに起して根元を両足で踏み固め、不安定なものは又木を用いて支えはずれないように縄で結束しておくこと。

第10章 裾 枝 払

第49条 地上3.5メートルに達したものについて行い、植栽木の成長に影響のないよう地上から80センチメートルまでとする。

第50条 裾枝を切り取る時は、樹幹のつけ際を直角に樹幹に損傷を与えないように手鋸で切り落とす。

第51条 樹幹に巻きついているつる類は、すべて根元より切り離し、取り除くこと。

第11章 歩 道 刈 払

第52条 歩道上の木竹、笹、雑草等はすべて地際より刈払いすること。

第53条 歩行に支障のないよう歩道上の土石、枝条等の障害物はすべて除去すること。

第12章 歩道新設及び修理

第54条 新設に当たっては図面に示す距離、位置に基づいて測線を中心とし巾1.50メートルの間にある支障木を除去のうえ巾1.00メートルの歩道とする。

第55条 急傾斜地は切土、緩傾斜地は盛土を基準とする。

第56条 縦断勾配の急な場合は、適当な間隔で階段を設けること。

第57条 県営林内で修理に必要な土砂、及び土石を採土する場合は採土箇所について県の指示を受けること。

第58条 必要に応じて排水口を設けること。

第59条 植栽木を伐倒する場合は、県の指示を受けること。

第13章 施 肥

第60条 新植時の植穴に施肥する場合は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 植穴を少し深めに掘ること。
- (2) 間土の厚さは2～6センチメートルを基準とし、乾燥地やアカマツ造林の場合はやや厚くすること。
- (3) 施肥によって、有害ガス、肥ヤケ等の害が発生しないように施肥と植栽の時期及び施肥量について適切に行うこと。

第61条 植付けた後に施肥する場合は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 施肥位置を決める場合は、根の分布状態、向肥性を考慮して決めること。
- (2) 施肥方法は、地形、傾斜度等を考え合わせて肥培効果があがるものを選ぶこと。
- (3) 傾斜地では、肥料養分が流出しないよう注意すること。
- (4) 施肥する深さの範囲は5～20センチメートルとし、根部に損傷を与えないよう注意すること。
- (5) 表面施肥の場合は、植栽木の根系の発達状況や土壌の性質、降水量等をよく検討すること。ことに窒素の場合は浅根性の根系形態になりやすいので注意すること。

第14章 薬 剤 散 布

第62条 塩素酸塩類系は危険物取扱上の規則を守ること。

第63条 薬剤を使用する前には必ず添付されている説明書またはラベル等をよく読み、個々の薬剤の特性、使用方法、注意事項を充分理解すること。

第64条 地形、傾斜度、風向、植栽木の大きさ、植生等を考え合わせて、植栽木に被害を与えないよう最も効果的な散布を行うこと。

第65条 放牧家畜、農作物等に被害を与えないよう予防手段を講ずること。

第66条 降雨中または大雨の予想される場合は中止すること。

第67条 塩素酸塩類系を使用する場合は、注意標識をたて散布区域への立ち入りを禁止する等安全を確保すること。

第68条 火気の近くでは、取り扱わないこと。

第69条 貯蔵には湿気をさけ、他の物（ガソリン、油類）と、一緒に貯蔵しないよう注意すること

第15章 野うさぎ防除

第70条 前年にもネット被覆を行っている場合は、融雪後当年伸長開始前にネットを取り外すこと。

第71条 ネット被覆は、当年伸長終了後、秋期降雪前に行うこと。

第72条 ネットを取り付ける際は、植栽木を損傷しないよう留意するとともに、ネット口がほどけないよう固定すること。

第16章 標柱埋設

第73条 埋設箇所は県の指示によること。

第74条 埋設にあたっては、指示された地点に正確に埋設すること。

第75条 標柱は文字に刻印してある部分30センチメートルを地上に露出し、倒伏、流出しないよう厳重に固定すること。

第76条 標柱は垂直に埋設すること。

第17章 標板設置

第77条 設置箇所は県の指示によること。

第78条 運搬に際しては、破損または汚損しないよう注意すること。

第79条 標板は通行者の見やすい方向で垂直に建立すること。

第80条 風雨等で、倒伏、流出しないよう厳重に固定すること。

第18章 間伐

（切捨間伐）

第81条 間伐は目標残存本数を確認のうえ実施する。

第82条 伐倒にあたっては残存木に損傷を与えず、特に懸木を生じないようにすること。

第83条 つる類が残存木に巻き付いている場合は、丁寧に取り除くこと。

第84条 伐倒木が歩道その他通路をしゃ断しないようにすること。

(搬出間伐)

第85条 伐倒方法は切捨間伐に準ずる。

第86条 搬出量は計画表で指定された割合とする。

第87条 搬出材の玉切り等は、次のとおりとする。

(1)採材は、素材の軸方向に直角とする。

(2)長さの余裕は3～5cm程度とする。

(3)素材はすべて枝払いを行う。

第19章 作業道開設

第88条 作業道は「富山県森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森政第541号）」の基準を満たすものであること。

第89条 開設単価は2,000円/mを上限とすること。これによらない場合は、事前に県の指示をうけること。

第90条 事業終了時に森林作業道台帳作成のための資料を提出すること。

第91条 間伐等を実施する箇所までの到達路網であること。

第20章 更新伐

第92条 伐採箇所は着手前に県の確認を受けること。

第93条 伐倒方法は切捨間伐に準ずる。

第94条 伐採箇所は皆伐とし、残存木が発生しないようにすること。

第21章 その他

第95条 事業の実施にあたっては、適期を逸することのないようにしなければならない。

第96条 作業中は、植栽木に損傷を与えないよう注意すること。

第97条 森林火災、その他災害の発生しないよう注意すること。